

仕 様 書 (案)

1 件名

こどもみらいサポート拠点整備事業（多機能型）運營業務委託

2 目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第20項の規定により、項番6に規定する対象者（以下「対象者」という。）に対して、区内に居場所となる場を開設し、対象者が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、対象者の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐ等の個々の対象者の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

3 委託期間

令和9年1月4日（月）から令和9年3月31日（水）まで

4 履行場所

文京区内における、区の定める特定の場所とする。

なお、本事業の性質を踏まえ、履行場所の所在地については、周知をしないこと。

5 委託内容

受託者は、法第6条の3第20項に規定する児童育成支援拠点事業の実施場所となるこどもみらいサポート拠点（多機能型）（以下「拠点」という。）の管理・運営及び対象者に対する支援を行う。支援の内容は、項番2に規定する目的に基づき、対象者に対してはアからオまでを包括的に実施することとし、その保護者に対してはカを実施する。また、本事業を利用する対象者の状況に応じてキを実施するほか、対象者の利便性向上のため、クを実施する。

なお、アからカまでの支援は、常時実施しなければならないものではなく、対象者の状況や希望に応じて、必要なときに確実に提供できる体制を整備することとする。その他、仕様書に定めのない事項は、区と協議の上決定する。また、支援の実施に当たっては、対象者の成長やこころとからだの状態を踏まえた支援を心掛け、対象者にとって安心・安全な居場所の提供を最優先とするものとする。

ア 生活習慣の形成

片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、入浴支援、日用品の使い方に関する助言、挨拶など周囲とのコミュニケーション等、基本的な生活習慣を身につけるための支援を行うこと。

イ 学習習慣の形成

宿題の進捗状況の確認、学習に関して対象者が抱える課題の把握及び当該課題への取組方法、進路等に関する相談支援等を通じ、学習習慣を身につけるための支援を行うこと。

なお、学校の授業の内容を直接指導するなど、学習塾に類する機能は求めない。

ウ 食事の提供

- (ア) 食事や適宜おやつの提供等を行うこと。
- (イ) 食育の観点に配慮するとともに、衛生管理及び事故防止の徹底を図ること。
- (ウ) 提供する食事は、原則、拠点において調理された食事とするが、状況に応じて、職員が対象者に同行して購入した弁当等でも可とする。ただし、自宅に持ち帰って食べることを前提として提供する食事は、本事業に含めない。
- (エ) 食事の提供は、開所日において必ず実施するものとし、提供する時間に合わせた献立とすること。
なお、項番 8 の(3)に規定する学校の授業の休業日は昼食及び夕食、それ以外の日は夕食の提供をすること。
- (オ) アレルギー等の配慮を十分に行うこと。
- (カ) 無償で食事を提供すること。
- (キ) 食事の提供に際しては「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」（令和 7 年 9 月こども家庭庁）を参照すること。
- (ク) 受託者の実施方法により、保健所の届出等が必要になるときは、各種手続きについて事前に実施し、開所までに許可等を取得すること。

エ 余暇活動の提供

日常的に家庭で実施するクリスマスなどの季節行事を実施すること。

オ 区との連携

区のこども家庭支援センターを中心とし、教育センター、児童相談所、各学校等と連携し、情報共有を柔軟に行い、それを活用した支援につなげること。

カ 保護者への緊急連絡

支援中の対象者の病気、怪我による医療機関への受診など緊急対応が必要な場合は、保護者に連絡をすること。連絡した際はその旨、区に情報共有すること。

キ 送迎支援

対象者の自宅や学校等と拠点の距離が離れているとき、夜間に帰宅するに当たって安全確保の必要性が生じるとき等に車両での送迎支援を実施すること。

なお、対象者の年齢に応じた送迎の要否、実施時間等については区と協議の上決定すること。

ク 利用案内の作成

受託者は、児童等及びその保護者に対して事業所の利用のルール等を案内する配付冊子を作成するものとする。当該冊子の詳細については、事業執行担当者と協議の上決定する。

6 対象者

本事業が対象とする者は、要保護・要支援児童のうち、次に掲げる区が支援が必要であると認めた者とする。

なお、対象者については、見学の決定時に事業執行担当者から受託者へ事前に情報共有を行い、利用決定時にも改めて共有するものとする。

- (1) 食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態又は養育環境に関して課題のある小学校4年生から高校3年生世代までの者
- (2) その他、事業の目的に鑑みて、区が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した者

7 職員の配置・職務内容・要件等

(1) 職員の配置

ア 配置する職員は、関係法令を遵守するとともに、本事業の趣旨に照らし、適切な資質を有する者とする。

イ 支援の実施に当たっては、(2)アからエまでの職員を必ず配置すること。

ウ (2)イの職員の配置に当たっては、性別に偏りの無いように配慮すること。

エ 配置する職員のうち1人以上は、次のいずれかに該当しなければならない。

(ア) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を持つ者

(イ) 児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者

オ (2)ア及びイの職員のうち、それぞれ1人以上は、必ず常勤職員とすること。

カ 対象者との信頼関係の構築に努めること。

キ 拠点内において直接対象者の処遇に当たる職員については、対象者5人に対し1人以上を目安に配置し、かつ、対象者がいる時間帯においては2人以上を必ず配置すること。

ク 現に支援を行えない者（休憩時間中の者、送迎対応中の者等をいう。）は、職員の数には含まない。

ケ 職員に突発的な事故又は疾病等が発生した場合においても、柔軟に対応できる体制を整えること。

コ 受託者は職員を安定的かつ継続的に雇用することとし、原則として委託期間内は、職員の変更を行わないものとする。やむを得ない理由で変更する場合は、事前に事業執行担当者に協議すること。

(2) 職務内容

ア 管理者

(ア) 職務内容

主に支援員の指導・調整、運営にかかわる管理、区との連携、アセスメントに基づいた支援計画の作成等を行う。

(イ) 要件

- ・ 児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つこと。

- ・ 支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有すること。
- ・ 1つの拠点を専ら管理すること。ただし、本事業の運営に支障をきたさず、その実態が把握できるような配慮を行うなどの措置を講じていると区が認めた場合は、この限りでない。

イ 支援員

(ア) 職務内容

対象者への支援等を行う。

(イ) 要件

- ・ 対象者の福祉の向上に理解と熱意を有すること。
- ・ 対象者に対して適切な生活支援等ができること。
- ・ 対象者が抱える特有の不安やストレスに配慮できること。

ウ 心理療法担当職員

(ア) 職務内容

メンタルケア等が必要な対象者に対して、心理的支援を行う。

(イ) 要件

次のいずれかの要件を満たす者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有すること。

- ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定により置く大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- ・ 学校教育法の規定により置く大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

エ ソーシャルワーク専門職員

(ア) 職務内容

対象者に対し、次に掲げるソーシャルワークの支援等を行う。

- ・ 要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等
- ・ 拠点における対象者へのアセスメント等の支援
- ・ その他、拠点における対象者に必要な支援

(イ) 要件

児童等を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。

なお、十分なソーシャルワークスキルが求められることから社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること。

(3) 研修

配置する職員に対しては、以下の内容例を参考として、年3回以上、研修、専門的知見をもつ職員及び施設からのスーパーバイズ等により、資質向上に努めるものとする。

ア ビジョン・ミッション・課題意識の共有

イ こどもの権利の養護、児童の意見の尊重

ウ 個人情報適切な管理や守秘義務

エ 児童の発達と心理

オ 児童の支援

(4) 健康管理等

職員の健康診断及びメンタルケア等を含む健康管理を行い、良好な執務環境の整備に努めること。また、食事の調理を行う職員は、月1回以上検便を実施し、拠点の衛生環境維持に努めること。

(5) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第19条第1項の規定による認定を受けること。

8 実施内容

(1) 定員

10人

(2) 開所日

毎週月曜日から金曜日まで（(4)に規定する休業日を除く。ただし、同一週において、開所日が4日に満たないとき（(4)ウを除く。）は、この限りでない。）

(3) 開所時間

開所時間は、次に掲げる時間とする。ただし、事業執行担当者と協議の上、開所時間を変更することができる。

ア 学校の授業の休業日（長期休業期間等）

原則午前10時から午後7時まで

なお、長期休業期間は、原則として区立中学校の日程に準じるものとする。また、開所時間を変更するときは、以下の条件をいずれも満たしたものでなければならない。

(ア) 開始時間は午前中であること

(イ) 1日につき8時間以上開所すること

イ ア以外の日

原則午後2時から午後9時まで

なお、開所時間の変更は、閉所時間の延長のみ可とするが、特段の事情がある場合は、この限りでない。

(4) 休業日

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

エ その他区長が特に必要があると認めた日

(5) 各部屋の用途

実施場所における各部屋の用途は、事業執行担当者と協議の上、決定すること。

(6) 利用料

対象者が拠点を利用する料金は、無料とする。

9 支援計画の作成等

(1) 支援計画の作成

受託者は、こども家庭支援センターのケースワーカーが作成する対象者の支援方針を踏まえ、当該方針とは別に個々の対象者への支援内容を中心に記載した拠点内における支援計画を作成すること。また、事前に事業執行担当者に提出し、了承を得た上で、計画に基づいて支援を行うこと。

(2) 支援状況の報告

受託者は、より適切な支援を対象者に提供するため、事業執行担当者に對し、ア及びイの報告を行うこと。

ア 定期報告

翌月 10 日までに、次に掲げる事項についての報告書を作成すること。

(ア) 運営について

- ・対象者の利用状況
- ・対象者への支援内容
- ・事故及び感染症に関すること
- ・苦情及び要望に関すること
- ・物品の購入及び備品等の修繕に関すること
- ・拠点の運営に係る改善提案に関すること

(イ) 職員について

- ・前月の職員の勤務状況
- ・職員の追加、退職、その他体制の変更に関すること

イ 随時報告

次に掲げるような状態が発生したときは、電話で直ちに報告を行うこととし、事故等の内容によっては、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和 7 年 3 月 21 日付こ成安第 44 号・6 教参学第 51 号）」に従うこと。

(ア) 事故やケガ、災害が発生したとき

(イ) 食中毒や感染症が発生したとき

(ウ) 対象者との間でトラブルが発生したとき

(エ) 他機関・事業との連携が必要となったとき

(オ) 区から報告を求められたとき

(カ) 緊急対応が必要であると管理者が判断したとき

(キ) 性暴力等、対象者の心身に重大な影響を及ぼす事案が発生したとき

なお、このほか、緊急性はないが、対象者又は保護者に対する個別対応が必要であると管理者が判断したときは、翌開庁日の午前 9 時までに、電話で速やかに報告を行うこと。

10 物品等の管理及び拠点内の環境整備

受託者は、物品等の管理及び拠点内の環境整備に当たって次の事項を遵守すること。

- (1) 善良な管理者の注意義務をもって管理すること。
- (2) 室内の衛生管理に配慮し、拠点にふさわしい環境整備及び美観に努めること。
- (3) 直接対象者が接触する物品等の衛生管理（消毒等）を適宜行い、整理整頓に努めること。
- (4) 第三者への譲渡及び貸与を行わないこと。
- (5) あらかじめ区の承諾を受けずに目的外使用を行わないこと。
- (6) 処分する場合は事前に、破損等の場合は速やかに区へ報告すること。

11 物品・備品の購入

1件当たり3万円以上（税込み）の物品等が必要な場合は、区に協議を行うこと。

なお、協議の結果、区が必要と認めたときは、区が購入の上、受託者に貸与する。また、物品等の調達に当たっては、原材料に内分泌かく乱化学物質を有する等、人体に有害な影響を及ぼすおそれのある製品を購入しないこと。

12 施設使用についての禁止事項

受託者は、施設及び附帯設備について次の事項を行ってはならない。ただし、あらかじめ区の承諾を受けたときは、この限りでない。

- (1) 構造又は造作物を改変すること。
- (2) 本業務の目的以外に使用すること。

13 施設の不備等の報告

- (1) 受託者は、施設又は附帯設備に不備又は不具合が生じたときは、直ちに区に報告すること。
- (2) 受託者は、施設又は附帯設備が災害その他の事故により滅失又は損傷した場合は、書面により次の事項を区に報告すること。
 - ア 施設又は附帯設備の位置
 - イ 事故の日時及び原因
 - ウ 被害の状況
 - エ 保全又は復旧のためにとった応急措置

14 個人情報の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務を行うに当たり知り得た個人に関する情報を第三者に漏らしてはならない。

なお、この義務は、契約期間終了後も継続する。
- (2) 受託者は、雇用した職員等が個人情報を第三者に漏らすことのないよう、指導及び監督を行うこと。

- (3) 対象者からの相談内容等を関係機関と共有する場合は、事前に当人の同意を得ること。
- (4) 個人情報の管理方法等について一定の規定を設ける等、秘密を保持するために必要な措置を講じること。

15 危機管理等

- (1) 児童育成支援拠点事業実施要綱（こ成環第105号。以下「実施要綱」という。）6(4)に規定する安全計画を策定し、必要な措置を講じること等に努めること。
- (2) 実施要綱6(5)に規定する業務継続計画を策定し、必要な措置を講じること等に努めること。
- (3) 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアル等を作成し、職員等の間で共有すること。
- (4) 感染症や食中毒予防のため、十分に注意して衛生管理に努めること。
- (5) インフルエンザ等の感染症による学級閉鎖があったときは、当該学級に在籍している対象者の利用については、検温等により健康状態に問題がないことが確認できる場合のみとすること。
- (6) 防災対策に関するマニュアル等を作成し、災害発生時を想定した避難訓練を年2回以上実施すること。
- (7) 大雨・洪水・高潮・暴風・大雪警報、巨大地震警戒情報等の発表により災害の発生が予想される場合は、閉所することとする。
なお、これら風水害等により閉所を予定する場合は、事前に区及び対象者に連絡を行うこと。ただし、開所中に地震・津波や気象状況等の変化により閉所することを決定したときは、適切な避難行動等を取り、対象者の安全を十分に確保のうえ対応すること。
- (8) 施設・設備の防火管理に努めるとともに、必要な手続きに則り防火管理者を配置すること。
- (9) 不審者侵入対策の防犯訓練を行うこと。
- (10) 緊急時等に備えた連絡体制表を作成し、開所までに事業執行担当者に提出すること。

16 法令遵守

拠点の運営に当たっては、本仕様書のほか、児童育成支援拠点事業ガイドラインや関係法令等を遵守しなければならない。

なお、受託期間中に法令の改正又は関係通知等があった場合は、対応方針及び対応時期について、区と協議して決定する。

17 要望及び苦情への対応・事業評価の実施等

- (1) 対象者及び保護者からの要望、苦情等を常に受け付けること。
- (2) 受託者は、拠点の運営について対象者及び保護者から要望、苦情等を受けたときは、迅速かつ適切に、誠意を持って対応すること。

- (3) 要望、苦情等を対応記録として残し、その内容及び結果等を区に報告すること。
- (4) 実施要綱6(6)に規定する利用者アンケート等を実施し、適切に事業の効果を検証し、検証の結果を次年度以降の事業に反映すること。
なお、アンケート結果及び検証結果は、事業執行担当者に提出すること。
- (5) 児童育成支援拠点事業ガイドラインに規定する運営についての自己評価を行い、その結果を公表すること。評価を行う際は、対象者の意見を取り入れて行うこと。

18 情報公開の取扱い

拠点の運営に関し、区が文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号）に基づく情報公開を行う場合においては、受託者は協力すること。

19 届出等

法第34条の17の2及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の37の3に基づき、事業の開始前に、あらかじめ次に掲げる事項を区に届け出ること。

- (1) 事業の種類及び内容
- (2) 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (3) 定款その他の基本約款
- (4) 運営規程
- (5) 職員の定数及び職務の内容
- (6) 職員の氏名及び経歴
- (7) 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- (8) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- (9) 事業開始の予定年月日
- (10) 収支予算書
- (11) 事業計画書

20 管理運営に係る経費等について

- (1) 日常ごみや廃棄物の処理については、環境関連法令等を遵守したうえで受託者の責任において適切に処理し、これらに要する経費は区が支払う委託料をもって充てるものとする。
- (2) 賃料、光熱水費（水道・電気・ガス）及び機械警備の設置及び保守に係る経費は、区の負担とする。

21 支払方法

受託者は、毎月15営業日までに本契約に係る委託料を区に対して請求すること。区は検査合格後、受託者の請求書に基づき、請求のあった日から30日以内にこれを支払うものとする。

なお、本業務委託は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項に規定する消費税非課税事業に該当する。

22 損害賠償等

(1) 損害賠償責任

受託者は、委託業務遂行中に、その故意又は過失により区又は第三者に損害を与えたときは、その責任において損害を賠償しなければならない。

(2) 保険の加入

受託者は、本事業の実施に当たって適切な賠償責任保険に加入し、加入内容について、区に開示しなければならない。また、身体障害事故については 1 名につき 1 億円、1 事故につき 5 億円の保険金額、財物損壊事故については 1 事故につき 2,000 万円の保険金額となる補償内容以上の賠償責任保険とする。

なお、施設にかかる火災保険については、区において加入する。

23 本業務の引継ぎ等

受託者は、契約期間満了等の際し、区又は区が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

24 その他

(1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、区契約事務担当と協議の上決定する。

(2) (1)に関するものを除く、契約履行上の打ち合わせ事項に関しては、事業執行担当者を行うこと。

(3) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(4) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。

(5) 本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

(6) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成15年6月文京区規則第50号）を遵守すること。

(7) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成20年9月文京区条例第45号）を遵守すること。

(8) アスベストを含有していない製品を納品すること。

- (9) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月文京区訓令第13号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (10) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成25年9月文京区条例第39号）第7条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（令和3年3月31日付2020文総総第1777号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。
- (11) 本契約の履行に当たり、業務内容に個人情報の取扱い（取得・入力・編集・分析・出力等）が含まれる場合は、「個人情報の取扱いを含む委託契約の履行に際し認識すべき主なポイント」を事前に確認・記入の上、契約書又は請書と共に区契約事務担当に提出すること。

25 連絡先

契約事務担当：総務部契約管財課契約係

電話：03(5803)1150

事業執行担当者：こども未来部こども家庭支援センター 児童相談係 川崎・小宮山

電話：03(5803)1109